

指 定 訪 問 看 護 事 業 運 営 規 程

第1条（事業の目的）

ライフエンタープライズ株式会社が設置するハーブランド訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条（指定訪問看護の運営の方針）

1. 事業者が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
5. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
6. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
7. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
8. 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条（事業所の概要）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| （1）法人名 | ライフエンタープライズ株式会社 |
| （2）事業所名 | ハーブランド訪問看護ステーション |
| （3）所在地 | 千葉県柏市柏3丁目7番26号 3階 |
| （4）電話番号 | 04-7164-0088 |

第3条の2（出張所の名称及び所在地）

出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 出張所名 ハーブランド訪問看護ステーション流山サテライト
- (2) 所在地 千葉県流山市平和台2丁目4-3-102
- (3) 電話番号 04-7157-6007

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 看護師 常勤換算 2.5人以上
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画に基づき指定訪問看護に当たる。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 相当数必要に応じて雇用する
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所及び出張所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時対応可能な体制とする。

第6条（指定訪問看護の内容）

事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う事を目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容は次のとおりとする。
 - *病状・障害の観察
 - *清拭・洗髪等による清潔の保持
 - *食事および排泄等日常生活の世話
 - *床ずれ等の予防・処置
 - *リハビリテーション
 - *ターミナルケア
 - *認知症患者の看護
 - *療養生活や介護方法の指導
 - *カテーテル等の管理
 - *その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

(3) 訪問看護報告書の作成

第7条 (指定訪問看護の利用料等)

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証、市区町村支給決定通知書等による自己負担割合に応じた額とする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省令告示第19号)によるものとする。
2. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額とする。
(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道1キロメートルあたり 50円とする。
3. 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
4. 保険適応外サービス(オプション)及びその他の利用料は、全額自己負担とする。
5. 死後の処置(エンゼルケア)は、**15,000円(税込)**とする。
6. 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、柏市・流山市・松戸市・我孫子市とする。

第9条 (緊急時等における対応方法)

1. 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条 (衛生管理等)

1. 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 従業者は、年1回以上の定期健康診断を受診し、その健康診断書を保管する。
3. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第11条 (苦情処理)

1. 指定訪問看護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
3. 本事業所は、提供した指定訪問看護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

第12条 (個人情報の保護)

1. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第13条 (虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

更を行うものとする。

第15条（その他の運営に関する留意事項）

1. 本事業所は、従業員の資質向上のために研究の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - （2）継続研修 年1回
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所の従業員に、その同居家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
5. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はライフエンタープライズ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月15日から一部変更の上、施行する。

この規程は、平成25年9月1日から一部変更の上、施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更の上、施行する。

この規程は、平成29年3月1日から一部変更の上、施行する。

この規程は、平成30年11月1日から一部変更の上、施行する。

この規則は、令和4年10月1日から一部変更の上、施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部変更の上、施行する。